



消費者トラブルから高齢者を守る！

健康食品

健康食品の購入トラブル



事例1

健康食品の業者からサンプルを送るという電話があり、サンプルならと思い送ってもらったら、その後、何度も勧誘の電話がかかるようになり困っている。

事例2

以前健康食品を購入した業者から勧誘電話があり「今ならキャンペーン中。1年分買うとお得。」と勧められ、15万円で購入した。しかし2か月間飲んでも効き目の実感がなく、残った商品を返したい。

アドバイス

- ◇ 事例1のように、業者の話に安易に興味を示すと継続して勧誘を受けるきっかけとなってしまうこともあります。必要がないときは、はっきりと断りましょう。消費者が一度断ったら、再勧誘することは法律(特定商取引法)や条例(名古屋市消費生活条例)で禁止されています。
- ◇ 事例2のように、販売しようとする業者のセールストークに乗ってしまうのは危険です。電話勧誘で契約した場合は、たとえ使用してしまっても、8日以内であればクーリング・オフが可能です。それ以降の返品は、業者が定めた条件によります。

トラブルにあわないために！

- いらなければ、きっぱりと断る
- 購入するときは、返品を確認しておく
- 困ったときは、消費生活センターに相談を！



わからな
いことは、
センター
に聞いてね。



名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)